

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する規則

平成25年11月13日規則第24号

改正

平成27年3月31日規則第64号

平成28年3月31日規則第54号

令和4年2月7日規則第28号

令和4年9月28日規則第13号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する規則
(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定等の施行については、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(居住環境基準)

第3条 法第6条第1項第3号に掲げる基準（以下「居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」という。）に適合することとは、次のとおりとする。

- (1) 地区計画の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画（以下「地区整備計画」という。）が定められている区域（当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域）をいう。以下同じ。）内においては、申請建築物（法第5条第1項から第7項まで及び第8条に規定する認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。）が当該地区整備計画（鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年12月条例第9号）により建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合すること。
- (2) 景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の景観計画をいう。以下同じ。）の区域内において、申請建築物が景観法第16条第1項の規定による届出が必要な建築物に該当する場合は、当該景観計画の基準に定められている建築物に関する事項に適合すること。

(3) 景観形成地区（鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第17条第1項に規定する景観形成地区をいう。以下同じ。）内において、申請建築物が鎌倉市都市景観条例第20条第1項の規定による届出が必要な建築物に該当する場合は、当該景観形成地区の基準に定められている建築物に関する事項に適合すること。

(4) 申請建築物が、次に掲げる区域外にあること。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

（災害配慮基準）

第3条の2 法第6条第1項第4号に掲げる基準（以下「自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準」という。）に適合することとは、申請建築物が、次に掲げる区域外にあることとする。

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）

2 前項の規定にかかわらず、急傾斜地崩壊危険区域において、申請建築物が、崖崩れによる被害を受けるおそれがないものであって次の各号のいずれかに該当する場合は、自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準に適合するものとみなすことができる。

(1) 申請建築物が面する範囲の急傾斜地の全てで、急傾斜地法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事が施行済みであるとき

(2) 申請建築物の敷地が、急傾斜地の上端にあるとき

（市長が必要と認める図書）

第4条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81

号。以下「住宅品質確保法」という。)第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号において同じ。)が行う住宅型式性能認定(住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下この号において同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。以下同じ。)又は当該登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書(以下「確認書」という。)の写し

(2) 住宅である認証型式住宅部分等(住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下この号において同じ。)又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書(住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し

(3) 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に規定する基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、特別評価方法認定書(住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。)の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関(住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下この号において同じ。)が行う特別評価方法認定(住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験(以下この号において「試験等」という。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)

(4) 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な次に掲げる図書

ア 地区計画の区域内においては、地区計画の区域内における行為の届出書の副本の写し

イ 景観計画の区域内においては、景観計画の区域内における行為の届出書の写し

ウ 景観形成地区内においては、景観形成地区内における行為の届出書の写し

(5) 自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準に応じて、それに適合す

ることを確認するために必要な次に掲げる図書

ア 申請建築物が急傾斜地崩壊危険区域にない場合 当該事実を確認できる図書

イ 申請建築物が土砂災害特別警戒区域にない場合 当該事実を確認できる図書

ウ 申請建築物が急傾斜地崩壊危険区域にある場合であって、急傾斜地の上端以外に建築する場合 前条第2項第1号に該当することを確認できる図書

エ 申請建築物が急傾斜地崩壊危険区域にある場合であって、急傾斜地の上端に建築する場合 当該事実を確認できる図書

(6) 法第6条第2項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出た場合であって、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するときは、同条第7項に規定する適合判定通知書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合にあつては、市長がその都度定める図書

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 省令第2条第1項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出した場合にあつては、各種計算書(ただし、構造計算の概要を記載した図書を除く。)

(2) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないときは、当該各項に掲げる図書

ア 住宅型式性能認定書又は確認書の写しを提出した場合にあつては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る図書(以下この号において「申請図書」という。)に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書については住宅性能評価の申請において、当該確認書については長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において、それぞれ明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあつては、申請図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定申請書等の提出部数)

第6条 省令第2条第1項に規定する申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、省令第2条第1項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを提出した場合にあ

っては、正本1部及び副本1部とする。

- 2 法第6条第2項後段の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(軽微な変更)

第7条 認定計画実施者は、省令第7条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第1号様式)に省令第6条に規定する通知書(法第8条第2項において準用する法第6条第1項の規定による変更の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第9条に規定する変更の認定の通知書)及び省令第2条第1項に規定する添付図書(第4条に規定する図書を除く。)のうち軽微な変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の軽微な変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(申請の取下げ)

第8条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定を申請した者、法第8条第1項、法第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定を申請した者又は法第10条の規定による承認を申請した者(次条において「申請者」という。)は、これらの申請を取り下げようとするときは、取下届(第2号様式)により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(認定等をしない旨の通知)

第9条 市長は、法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(第3号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、法第10条の承認をしないときは、承認しない旨の通知書(第4号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第10条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に関する工事(以下この条において「工事」という。)が完了したときは、工事完了報告書(第5号様式)に次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書をいう。)の写し
- (2) 建設住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)の写し
- (3) その他工事の完了を確認することができる図書で市長が適当と認めるもの

- 2 前項の報告書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 3 認定計画実施者は、法第12条の規定により、第1項の報告以外の報告を求められたときは、状況報告書（第6号様式）に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第11条 市長は、法第13条の規定により認定計画実施者に改善に必要な措置を命じるときは、改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（建築又は維持保全の取りやめ）

第12条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ申出書（第8号様式）に省令第6条に規定する通知書（法第8条第2項において準用する法第6条第1項の規定による変更の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第9条に規定する変更の認定の通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（認定の取消し）

第13条 市長は、法第14条第1項の規定により長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（第9号様式）により取り消した旨及びその理由を通知するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第64号）

この規則中第4条の改正規定（同条に1号を加える改正規定を除く。）は平成27年4月1日から、第4条に1号を加える改正規定及び第6条第2項の改正規定は同年6月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第54号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月7日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。ただし、様式の改正規定並びに付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第4条第1号に規定する技術的審査適合証の交付を受けている長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る同条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に存する改正前の第1号様式、第2号様式、第5号様式、第6号様式及び第8号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(行政手続における押印の特例に関する規則の一部改正)

4 鎌倉市行政手続における押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第57号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和4年9月28日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の第1号様式から第8号様式までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。